

2024年1月



## 電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

日頃より本庄ガス株式会社の都市ガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

本庄ガス株式会社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」によるガス料金・電気料金の軽減措置を実施してまいりましたが、国の方針に基づき、2024年2月検針分以降も、この値引きを継続いたします。なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは不要です。

本事業の値引きの詳細については以下の通りです。

### 【本事業継続後の値引きについて】

#### 1. 概要

毎月分のガス料金・電気料金の計算において、国が定めた値引き単価を反映した原料費調整単価・燃料費調整単価に基づきガス料金・電力量料金を算定いたします。

また、ご契約ごとの値引き単価については、検針票または当社ホームページ等にてお知らせいたします。

#### 2. 対象となるお客さま

当社と都市ガス・電気をご契約されているお客さま

#### 3. 適用期間

2024年1月使用（2024年2月検針）分から2024年5月使用（2024年6月検針）分

#### 4. 国が定める値引き単価（税込）

2024年1月使用（2024年2月検針）分～4月使用（2024年5月検針）分の値引き単価

都市ガス	電気	
	低圧	高圧
15 円/㎡	3.5 円/kWh	1.8 円/kWh

(税込)

2024年5月使用（2024年6月検針）分の値引き単価

都市ガス	電気	
	低圧	高圧
7.5 円/m <sup>3</sup>	1.8 円/kWh	0.9 円/kWh

(税込)

【本事業に関するお問い合わせ先】

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

<経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト>

URL: <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

<お問い合わせ窓口>

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

フリーダイヤル：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで（年末年始を除く）